

用語等の解説

原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めたもの。

原子力災害

- ・原子力発電所等からの放射性物質や放射線の異常な放出などにより、住民等の生命、身体又は財産に被害を生じさせるような災害のこと。

原子力災害予防対策

- ・原子力災害の発生を未然に防止するための対策。

緊急事態応急対策

- ・原子力災害の拡大防止を図るために実施すべき応急の対策。

原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力災害の発生時に、事業者の原子力事業所災害対策活動を支援するための拠点。

緊急時対策所

- ・原子力発電所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設。

原子力施設事態即応センター

- ・原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設。

統合原子力防災ネットワーク

- ・首相官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、（独）原子力安全基盤機構等と接続する情報通信ネットワーク。

緊急時運転パラメータ伝送システム

- ・原子力発電所の各種運転パラメータを国へ伝送する情報伝送設備。

原子力緊急事態支援組織

- ・放射性物質による汚染により容易に立ち入ることができない場所における、災害対策を実施するための原子力事業者へ支援を行う外部組織。

原子力防災組織

- ・原子力災害対策活動を行うため、事業者が設置する組織。